

## 一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針の一部改正（案）

一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"><li>・水域番号2における通航方法</li></ul> <p>(4) <u>前2項</u>の通航方法を現地において表示する場合は、別表の回転禁止(5m)(4)、行き会い・追越し禁止(5)の標識によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・水域番号2における通航方法</li></ul> <p>(4) <u>第2項及び第3項</u>の通航方法を現地において表示する場合は、別表の回転禁止(5m)(4)、行き会い・追越し禁止(5)の標識によるものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・水域番号4における通航方法</li></ul> <p>[(1) 略]</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・水域番号4における通航方法</li></ul> <p>[(1) 同左]</p>
<p>(2) 船舶等が通航する場合には、徐行するものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(3) 船舶等が行き会う場合又は船着場付近を通航する場合には、他の船舶の通航について特に注意するものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(4) 船舶等の回転及び幅広区間(阪神高速道路の橋脚間及び切り欠き部)以外での追い越しをしないようにするものとする。</p>	<p><u>(2) 船舶等の回転及び幅広区間(阪神高速道路の橋脚間及び切り欠き部)以外での行き会い又は追い越しをしないようにするものとする。</u></p>
<p>(5) 前2項の通航方法を現地において表示す</p>	<p><u>(3) 第3項及び第4項の通航方法を現地にお</u></p>

る場合は、別表の <u>追越し禁止(1)</u> 、 <u>注意(2)</u> 、 <u>回転禁止(4)</u> の標識によるものとする。	いて表示する場合は、別表の <u>回転禁止(4)</u> 、 <u>行き会い・追越し禁止(5)</u> の標識によるものとする。
---	--

備考 表中の [ ] の記載は注記である。